

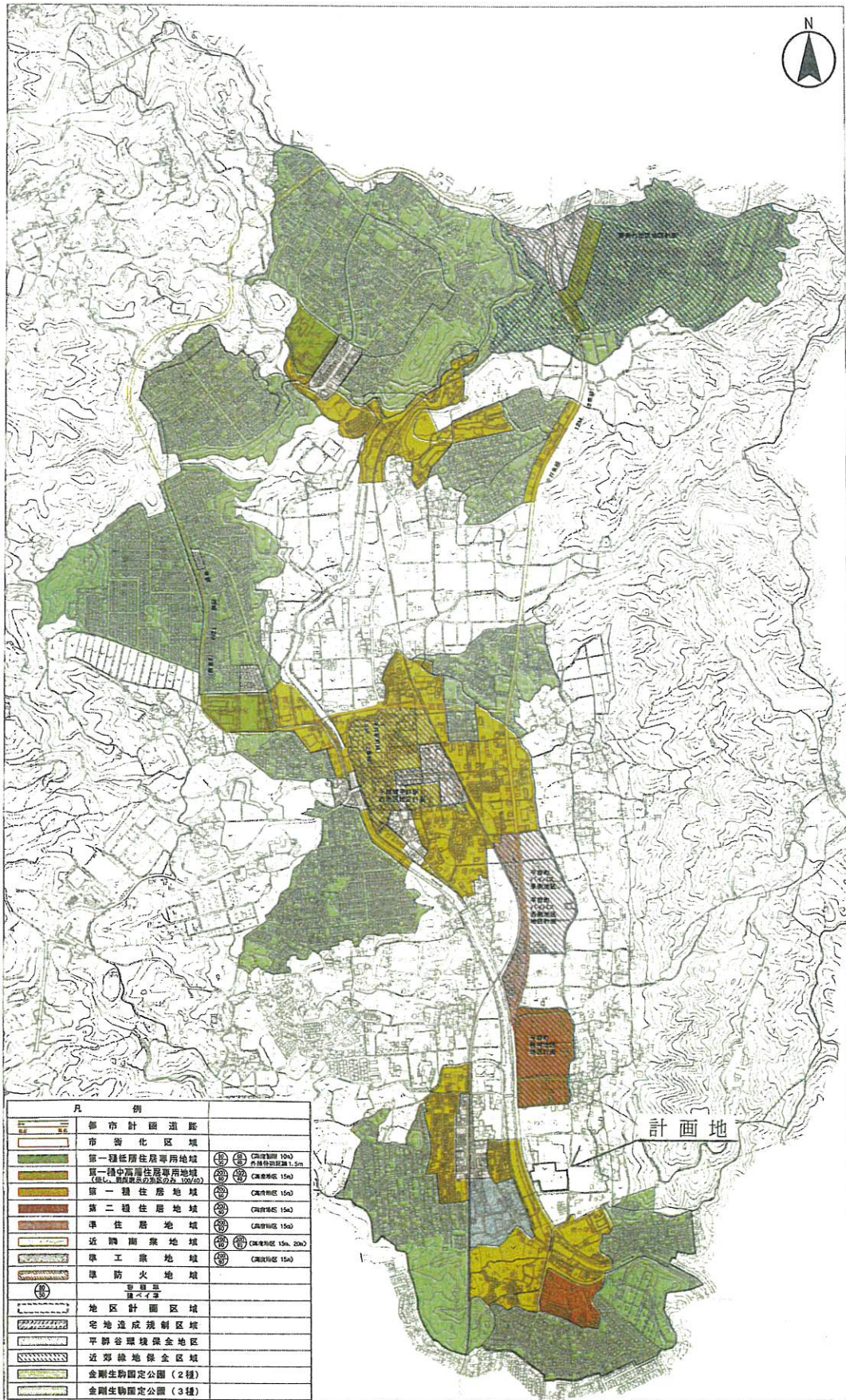
大和都市計画地区計画の決定（平群町決定）

名 称	平群町椿井南地区地区計画	
位 置	大字椿井の一部	
面 積	約 1.1 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、国道168号線平群バイパスに面する優れた交通条件を有している。平群町第5次総合計画では、地域医療サービスの充実を図り、心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進しており、少子高齢化の進展により医療や福祉の充実が必要となってきた。</p> <p>また、平群町都市計画マスタープランの土地利用の方針では、本地区を「医療・福祉ゾーン」として位置付け、地域医療体制や福祉施設の充実を図ることとしている。そこで、医療施設や福祉施設等の整備を促進し、保健、医療、福祉サービスの充実と災害時の対応能力の強化を目的とし、周辺環境に調和した土地利用の誘導を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区には、周辺の自然環境や住環境との調和に配慮した、地域医療体制や福祉施設の充実を計画的に誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区内外への自動車交通を円滑に処理するとともに、歩行者等の安全を確保するため、道路を適正に配置する。</li> <li>2 地区内を移動する歩行者の利便性確保のため、公共空地（歩道）を配置する。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<p>上記方針に基づいた適正な土地利用を図るために、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率の最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限等を定める。</p>

地区整備計画	建築	建築物等の用途制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院、診療所、その他これらに類するものとして町長が認めるもの。</li> <li>2 薬局（この地区計画の目標達成に資するものとして町長が認めるものに限る。）</li> <li>3 事務所（この地区計画の目標達成に資するものとして町長が認めるものに限る。）</li> <li>4 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園。</li> <li>5 老人ホーム、老人福祉センター、その他これらに類するもの。</li> <li>6 前各号の建築物に附属するもの。</li> </ol>		
		容積率の最高限度	200%	建ぺい率の最高限度	60%
		建築物の壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の壁若しくはこれらに代わる柱の位置までの距離は1m以上とする。</p> <p>但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。</li> <li>2 外壁等又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。</li> </ol>		
		建築物の高さの最高限度	地盤面から15m以下		
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設置する場合は、生け垣または、生け垣と併設される透視可能なネット、鉄柵又はフェンスを基本とする。</p> <p>但し、道路境界との間に50cm以上の植栽帯を設け、その後設置する場合はこの限りではない。</p>		
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁の色は原色を避け、周辺景観と調和した色彩とする。設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、設置場所は、自己の敷地に限る。</p>		
備考	<p>病院又は診療所とは、既に医療法第7条に基づく許可を受ける予定、又は同法第8条に基づく届出が受理される予定があるもの。</p> <p>薬局とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条に基づく許可を受ける予定があるもの。</p>				

1:15,000

# 総括図



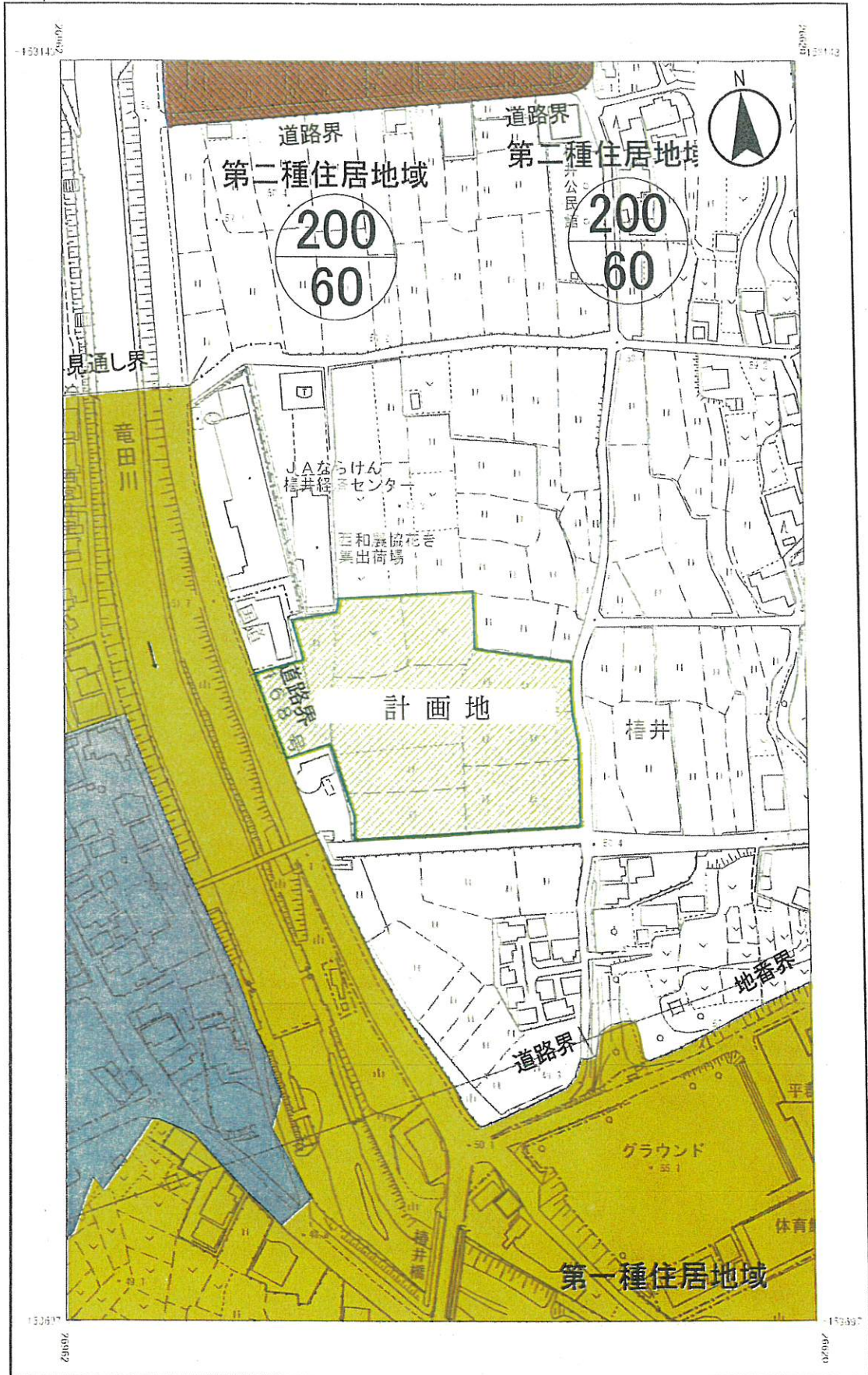
平群町

0 1500m



# 計画図

1:2,500



平群町

